

第2次西条市男女共同参画計画 最終評価シート（施策）

課 題 ・ 目 標 ・ 施策の方向			担当課	計画期間全体を通しての取り組み実績	計画期間全体を通しての施策の総括
主要課題Ⅰ 男女の人権の尊重					
重点目標① 配偶者・パートナー に対する暴力の根絶	施策の方向(1) 暴力の発生を防ぐ環境づくり	女性に対する暴力を根絶するためには、それが犯罪にも該当する決して許されるものではないとの認識を広く社会に徹底することが重要です。そのために、国の「女性に対する暴力をなくす運動」の趣旨に沿った広報啓発活動を推進します。	こども未来課	国から送付される啓発パンフレット等の配布・掲示を行うとともに、ホームページ等を活用した情報発信やパープル・ライトアップによる啓発活動を継続的に実施した。	市報やホームページ等により、DVが許されない犯罪であるという認識を広めるよう取り組んだ。今後は、さらなる周知を図るため、より効果的かつ継続的な情報発信のあり方について検討する。
		女性に対する暴力についての的確な施策を展開するため、実態把握に努めます。	こども未来課	DV・女性相談員による電話・面接相談体制を維持し、関係機関を通じて、被害者の早期発見と迅速かつ適切な保護・支援に努めた。	相談体制の維持と関係機関との連携により、被害者に対し迅速かつ適切に対応できるよう取り組んだ。今後は、潜在的なDV被害をより早期に発見するため、相談窓口の周知を広げるとともに、関係機関との一体的な支援体制を強化する。
		DV防止法、ストーカー規制法などの法律や法制度が十分に理解されていない状況を踏まえ、法律及び法制度の周知や啓発活動に努めます。また、周知のための学習機会を提供します。	こども未来課	DV防止法やストーカー規制法等の法制度について、国から送付される啓発パンフレット等の配布・掲示を行うとともに、ホームページを活用した情報発信を継続的に実施した。	市報やホームページ等により法制度の周知・啓発に取り組んだ。今後は、より分かりやすく情報を届けるため、発信方法等を精査し、効果的な啓発活動のあり方について検討する。
	施策の方向(2) 被害者などへの支援	DV・婦人相談員、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、地域包括支援センター等の各種相談先との連携により、DVの早期発見・相談につなげます。	介護保険課	高齢者虐待通報・相談窓口として、地域包括支援センター及び市にて受け付けた相談の内、DV等に該当しうるものについて、庁内関係各課、警察、子ども・女性支援センター等の関係機関へつないだり、各機関との連携のもと支援を実施した。	高齢者虐待通報・相談窓口として、相談内容に応じた適切な相談支援・対応の実施に努める。また、相談窓口の周知、及び関係機関との連携強化に努める。
			こども未来課	庁内関係課と連携し情報を共有しながら、DVの早期発見につながる体制の構築に努め、相談者が迅速かつ適切に必要な支援を受けられるよう一体的な対応を行った。	庁内連携を通じて、被害者が包括的な支援が受けれるよう取り組んだ。今後は、被害者が途切れることなく必要な支援に辿り着けるよう、庁内関係課および外部関係機関とのネットワークをさらに深め、支援体制の迅速化を図る。
		DV・婦人相談員への被害者の相談援助に係る研修を充実し、相談員の資質の向上を図るとともに相談体制を強化します。	こども未来課	DV・女性相談員の専門性を高めるため、国や県が実施する研修会等へ積極的に参加することにより、支援方法等を習得し、相談者一人ひとりの状況に応じた支援につなげた。	継続的な研修参加により相談員の資質向上が図られ、適切な相談対応に取り組んだ。今後は、スキルの向上を継続しつつ、関係機関との相互協力を深めることで、被害者がより迅速かつ適切に必要な支援を受けられる連携体制を構築する。
			介護保険課	高齢者虐待通報・相談窓口として、地域包括支援センター及び市にて受け付けた相談の内、DV等に該当しうるものについて、庁内関係各課、警察、子ども・女性支援センター等の関係機関へつないだり、各機関との連携のもと支援を実施した。	高齢者虐待通報・相談窓口として、相談内容に応じた適切な相談支援・対応の実施に努める。また、相談窓口の周知、及び関係機関との連携強化に努める。
			こども未来課	警察署や東予子ども・女性支援センター、民間支援団体等を構成員とした「DV対策連絡会議」を定期的に開催した。各機関との情報交換を行い、組織間の連携強化に努めた。	関係機関との情報交換や連携により、被害者支援の円滑化に向けて取り組んだ。今後は、被害者がより的確かつスムーズに行政サービスを受けられるよう、一人ひとりに寄り添った丁寧な対応を徹底し、関係機関との連携をさらに深めることで、切れ目のない支援体制となるよう強化していく。
			介護保険課	高齢者虐待通報・相談窓口として、地域包括支援センター及び市にて受け付けた相談の内、DV等に該当しうるものについて、庁内関係各課、警察、子ども・女性支援センター等の関係機関へつないだり、各機関との連携のもと支援を実施した。	高齢者虐待通報・相談窓口として、相談内容に応じた適切な相談支援・対応の実施に努める。また、相談窓口の周知、及び関係機関との連携強化に努める。
			こども未来課	緊急保護の対応を要する事案に対しては、関係機関と迅速に連携を図り、直ちに保護が行える体制を維持した。被害者の安全確保を最優先とし、必要な措置を講じた。	緊急保護が必要な被害者に対して、迅速に対応できるよう取り組んだ。今後は、保護の受け入れ先である県等の関係機関との連携をさらに深め、より確実かつ円滑な保護体制を維持・強化することで、被害者の安全を守るセーフティネットの充実に図る。
重点目標② メディアにおける人権の尊重	施策の方向(1) メディアの重要性の認識	これからの社会は、情報そのものを主体的に収集、判断できる能力が必要です。このメディア・リテラシーの重要性について広報・啓発活動を行います。	人権共生課	当該年度は取組実績なし	西条市人権文化のまちづくり基本計画に沿って、重要課題の一つとして、啓発活動を行う。
		学校教育・社会教育を通じて IT 技術を身につけることはもとより、様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力（メディア・リテラシー）の育成に努めます。	人権共生課	R7.7.24人権・同和教育講座『インターネット上に反映される実社会の人権問題』 R5.9.21人権・同和教育講座『ネット人権侵害と部落差別の現実～「寝た子」はネットで起こされる～』	西条市人権文化のまちづくり基本計画に沿って、重要課題の一つとして、引き続き学習機会の提供を行う。
			社会教育課	県主催の視聴覚研修へ参加。 令和2・3年度PTA大会では、有害情報、SNSの危険性に関する講演を開催し、令和6年度PTA大会では、情報モラルに関する講演・パネルディスカッションを開催。 公民館では、パソコン・スマートフォン講座等を開催。	メディアの重要性の認識については、PTA大会の講演や子育て講座において学習の機会を提供、また公民館にてパソコン・スマートフォン講座等を開催することにより、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めた。今後は、子育て講座等において、情報モラルやネット依存対策など、家庭内でのルール作りに直結する具体的なプログラムの提供を推奨していきたい。
			学校教育課	県下一斉にえひめ情報リテラシー向上事業に係る学習用アプリを活用した取組や、えひめICT学習支援システムを活用した取り組みを実施した。また、県を通じて国から公表された「インターネットトラブル事例集」を市内全小・中学校に周知し授業等で利活用を図った。	引き続き、情報化の進展に主体的に対応できる能力（メディア・リテラシー）の育成に努めていきたい。
	施策の方向(2) 男女の人権を尊重した表現の促進	市が作成する広報、出版物、ホームページなどにおける性にとらわれない表現を促進し、性別に基づく固定観念にとらわれない男女の多様なイメージづくりに努めます。また、企業や団体に対しても、女性の人権を尊重した情報発信が行われるよう働きかけます。	人権共生課	R6年4月人権を考える日チラシ「マイクロアグレッション」（無自覚な差別）という言葉、聞いたことがありますか？ R4年10月人権を考える日チラシ「性的マイノリティと性別記載」 R4年7月人権啓発動画Facebook掲載「西条市人権文化のまちづくり基本計画 女性の人権」	西条市人権文化のまちづくり基本計画に沿って、重要課題の一つとして、引き続き啓発活動を行う。
		思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期それぞれのライフステージを通じ、主体的に健康管理を行うことができるよう支援します。	健康増進課	市民モニターと「市民のための健康サイト」を共同制作し、女性のニーズの高い情報の発信や、教育委員会と共同で中学生を対象とした健康教育を企画した。	女性の健康については、その心身の状態がライフステージに応じて大きく変化するという特性に留意しながら、本人がより健康な行動をとれるような環境づくりを今後も推進する。

第2次西条市男女共同参画計画 最終評価シート（施策）

課 題 ・ 目 標 ・ 施策の方向			担当課	計画期間全体を通しての取り組み実績	計画期間全体を通しての施策の総括
重点目標③ 生涯を通じた女性の健康支援	施策の方向(1) 生涯を通じた健康の保持・増進	市の総合健診においては、レディースデイや託児付きのママ健診を実施し、女性が受診しやすい体制に努めます。	健康増進課	市の総合健診において、レディースデイや託児付き健診の日程を増やすなど、女性が受診しやすい体制整備に取り組んだ。また、WEB予約システムを導入することで、予約における利便性の向上を図った。	女性が受診しやすい体制を整備するため、健診内容の見直しを行った。また、予約システムを導入し、予約における利便性の向上を図った。今後も女性が健診を受診しやすい環境を整え、更なる受診率の向上を図っていきたい。
		健康づくり推進員活動などを通して、「自分の健康は自分で守る」という意識を持つよう地域的・組織的な健康づくりの啓発を行います。	健康増進課	令和2年度から令和7年度で、498名の健幸アンバサダーを養成した。期間中、健幸アンバサダー交流会の開催、年4回の「健幸アンバサダー通信」や市の健康講座等のチラシ配布等を実施した。「健幸アンバサダー通信」などの配布物を読み、家族や知人にみせたり、自治会の回覧板に入れるなどして、周知活動を行った健幸アンバサダーが75.4%と多く、通信（チラシ）の配布が効果として表れている。	6年間で498名の健幸アンバサダーを養成したこと、周知活動を実施している健幸アンバサダーが75.4%と多いことは評価できる。今後も、現在の取り組みを継続していく。
		食生活改善推進員活動などを通して、「食」に関する正しい知識・情報の提供、食の安全・安心への意識啓発に努めます。	健康増進課	毎月の地区活動に加え、公民館との協力（親子料理教室や文化祭等）などを通して、食を通じた健康づくりの輪を広げていく取り組みを行った。	養成講座を兼ねて実施している栄養講座終了時に、各支部につなげる声かけを行ったり、新規支部立ち上げのための支援を行い、会員数増加につなげることができた。
	施策の方向(2) 健康をおびやかす問題についての対策の推進	女性特有のがん検診（乳がん・子宮がん）については、集団検診に加え、医療機関でも受診できる個別検診を実施し、受診率の向上に努めます。	健康増進課	女性特有のがん検診（乳がん・子宮頸がん）については、集団検診に加え、医療機関でも受診できる個別検診を実施した。個別検診の委託先や集団検診のレディースデイを増やし、受診しやすい体制整備を行った。	女性特有のがん検診（乳がん・子宮頸がん）については、集団検診に加え、医療機関でも受診できる個別検診を実施し、受診率向上に努めた。今後は新規受診者の開拓を行い、更なる受診率向上を図っていきたい。
		H I V／エイズや性感染症に関する正しい知識の普及や検査等の推進に努めます。	健康増進課	広報紙の健康ひろばに常時掲載し、令和6年6月12日には、夜間の相談・検査を追加で掲載するなど、継続して必要な周知を行い、エイズ等感染症のまん延防止に取り組んだ。	継続的な広報紙への掲載により、当該検査を必要とする方に対する認知度は一定あると考える。実際に、経年の検査実施数等は公表されていないが、西条保健所管内においてはそれなりの検査数があるとっており、今後も感染症まん延防止に向け、必要な周知を行い、正しい知識の普及と検査等の受診に繋げる。
		薬物乱用防止や禁酒・禁煙対策の推進に努めます。	健康増進課	啓発ポスターの掲示や広報・ホームページ等で情報発信し、正しい知識の普及啓発に努めた。	薬物乱用防止や禁酒・喫煙対策は継続的に活動することが重要である。今後も引き続き、正しい知識の普及啓発に努める。
主要課題Ⅱ 男女共同参画の視点に立った意識の改革					
重点目標① 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践	施策の方向(1) 様々な機会をとらえた広報啓発活動	男女共同参画週間（国：6月23日～29日）、男女共同参画推進週間（県：6月17日～23日）に合わせた広報啓発活動に努めます。	人権共生課（総務課）	国等から送付されるパンフレット等の配布・掲示のほか、市ホームページでの情報発信を実施。	定期的に情報発信をすることで、一定の認知と効果は得られたものと認識している。情報発信の方法について研究し、効果的な広報啓発活動を実行する必要がある。
		あらゆる分野に「男女共同参画の視点」を取り入れ、職場、家庭、地域における習慣、慣行の見直しを進めるとともに、市報や西条市のホームページなどを活用した広報啓発活動や、男女共同参画に関する情報提供に努めます。	人権共生課（総務課）	国等から送付されるパンフレット等の配布・掲示のほか、市ホームページでの情報発信を実施。「国際女性の日（3/8）」に合わせた意識啓発活動として、市庁舎本館のイエローライトアップを実施。	定期的に情報発信をすることで、一定の認知と効果は得られたものと認識している。情報発信の方法について研究し、効果的な広報啓発活動を実行する必要がある。
		本市の男女共同参画の進捗を客観的に把握するために、定期的（4年ごと）に調査を行い、実態把握に努めます。調査の統計は、必要に応じて公表します。	人権共生課（総務課）	令和6年度に男女2,000人に対し「市民意識調査」を実施。併せて、従業員10人以上の事業所500社に対し、「事業所実態調査」を実施。調査結果については、西条市男女共同参画推進会議に提出し市政への反映に向けた協議を進めた。	調査結果の分析を行うことで、有用な調査結果については、第3次西条市男女共同参画計画に反映した。男女共同参画計画の施策設定、目標値設定に必要な調査なので、定期的な実施が必要。また、令和6年度には「事業所実態調査」を行い、女性管理職登用のための人材育成や意識改革等、働く場における男女共同参画の実現には大きな課題があることがわかっている。市民意識調査に併せて、事業所実態調査も継続して行う必要がある。
	施策の方向(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供	市民の男女共同参画に対する意識形成のための講演会、セミナー等を開催します。	人権共生課（総務課）	女性の活躍推進等を目的とする地域エンパワーメントカレッジ（西条会場）の開催（H30全3回講座/R5全2回講座）。危機管理課と共催し男女共同参画の視点を踏まえた防災セミナーを開催（H29～R7）。	これらのセミナーを通じて、地域づくりや健康、防災等様々な分野において、男女共同参画の視点をもって取り組む必要性を参加者に学んでいただくことができ、一定の効果は得られたものと認識している。今後も市民のニーズ把握に努め、必要となるセミナーの開催を実施する必要がある。
		男女共同参画の学習講座や、先進地域の研修の実施に努めます。	人権共生課（総務課）	学習講座の開催に加え、男女共同参画社会づくり推進県民大会や日本女性会議等市外で開催される研修等の情報を広報するとともに、市外で開催される研修への参加費用に対する補助制度を設けることで学習機会の提供に努めた。	研修参加に対する補助制度が活用されていない状況が続いている。必要性の有無も含めて、制度の再設計をする必要がある。
	重点目標② 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	施策の方向(1) 学校教育、就学前教育における男女平等教育の推進	学校教育全体を通じて、児童生徒が人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力について理解できるよう、教材や資料を作成し活用します。特に、家庭科教育などでは、学習指導要領にあるように家族・家庭の重要性を認識させるよう、その趣旨の普及・徹底に努めます。	学校教育課	各小・中学校においては、県人権教育協議会の人権読本「きょうだい」や県の道徳用教材「『愛』ある愛媛の道徳」を活用したり、県内一斉ライブ授業「えひめいじめSTOP！デイ」に参加したりして、様々な学習や取組を通して、心の在り方を深め、人権の尊重、理解に努めている。また、家庭科の学習を通して、家族の一員としての役割を知り、自立して生きる力と他者と共生する力が身に付けられるような実践的な取組を行っている。
学校において男子向き・女子向きといった固定的な考え方にとらわれず、自身で主体的に選択でき、幅広い進路決定ができるよう意識啓発を行います。			学校政策課 学校教育課	人権集会や異学年交流を通して、一人ひとりを人間として見る力を養い、集会で理論を学び、交流で実践することで、男女に捉われない資質・能力が育まれている。これらのことにより、服装についても自分たちで考え行動することができた学校もある。	コミュニティ・スクールでも地域の理解を得ながら、啓発を促していきたい。
教師などが男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるように、男女共同参画に関する研修などの取組を促進します。			学校教育課	校内研修（人権・同和教育研修）や校外での研修会に行き、学校全体や教師個人での意識を深まるよう努めている。	県等が実施する男女共同参画に関する研修などがあれば、参加を促していく。
施策の方向(2) 家庭・地域における男女平等教育の推進		相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間関係を形成するため、家庭教育についての学習機会や性的少数者等に対する理解・学習の充実に図ります。	人権共生課	R7.12.20人権・同和教育講座『性別でみる多様性と人権～LGBTだけじゃない！誰もが実力発揮できる社会へ～』 R7.7.29人権・同和教育リーダー養成講座『LGBTQ+とは？』 R6.11.17心のサポーター養成講座「LGBTQ+理解の基礎～多様な性指向と性自認の対応について～」 R6.7.24人権・同和教育講座「LGBTQ+とは？」 R5.8.6心のサポーター養成講座「LGBTQ 一歩踏み出すその向こうに～社会の課題と現状～」 R4.5.23リーダー養成講座「LGBTを知る 同性愛・性別違和について」	西条市人権文化のまちづくり基本計画に沿って、重要課題の一つとして、引き続き学習機会の提供を行う。
			社会教育課	小・中学生の保護者が参加する参観日や就学時健診等において、子育て学習講座として家庭教育に関する学習機会を提供。PTA大会では、家庭教育に関する講演も行っている。	家庭・地域における男女平等教育の推進については、PTA大会の講演や子育て講座において学習の機会を提供し、家庭教育についての学習や性的少数者等に対する理解・学習の充実に図った。今後も、関係課と連携をとりながら、学習機会の充実に努める。
			人権共生課（総務課）	学習講座の開催に加え、男女共同参画社会づくり推進県民大会や日本女性会議等市外で開催される研修等の情報を広報するとともに、市外で開催される研修への参加費用に対する補助制度を設けることで学習機会の提供に努めた。	研修参加に対する補助制度が活用されていない状況が続いているため、周知方法を改めて検討し活用を図る必要がある。

第2次西条市男女共同参画計画 最終評価シート（施策）

課 題 ・ 目 標 ・ 施策の方向			担当課	計画期間全体を通しての取り組み実績	計画期間全体を通しての施策の総括	
重点目標① 政策・方針決定過程 への女性の参画拡大	施策の方向(1) 行政における女性の参画拡大	PTA・女性団体・高齢者など地域の団体・個人に対し、女性問題の解決のための学級・講座などの開設、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供に努めます。	人権共生課	R7.7.14人権・同和教育リーダー養成講座『失敗しないためのジェンダー表現 無意識に誰かを傷付けないために』 R6.10.6心のサポーター養成講座「失敗しないためのジェンダー表現 無意識に誰かを傷つけないために」 R4.9.4心のサポーター養成講座「DV事案から女性の人権を見つめなおす」 R4.11.12人権・同和教育講座「男女共同参画とアンコンシャスバイアス」	西条市人権文化のまちづくり基本計画に沿って、重要課題の一つとして、引き続き学習機会の提供を行う。 目安の人数割当はするが現在は動員はしていない。多数の参加が見込めるよう案内方法や興味を引く内容を検討する必要がある。	
			社会教育課	国・関係課等から周知依頼のあるチラシの配布、研修の案内による学習機会の提供に努めた。	国・関係課等から周知依頼のあるチラシの配布、研修の案内による学習機会の提供を引き続き周知し、PTA総会、地域の集まり、シニアサロンなどの「既存の枠組み・事業」の時間を一部借りる形で出前講座を実施するなど検討する。	
		主要課題Ⅲ 意思決定の場への女性の参画拡大				
	施策の方向(1) 行政における女性の参画拡大	審議会等における女性委員の割合が平成 31 年度までに 30%を目標に、人数・比率などを定期的に調査・分析・公表しつつ、委員公募制、あて職などの見直しを行い、女性委員のいない審議会の解消を目指します。また、審議会等委員に登用できる人材の育成に努めます。	人権共生課 （総務課）	審議会等の所管部署に対し、選出方法の見直し等による女性委員の積極的な登用について依頼している。また、審議会等委員に相応しい識見を有する女性人材を把握し、研修等を案内するなど育成に努めている。	審議会等における女性委員の割合の改善が進みにくく、県内他市に比べても低い状況にある。審議会等の実情把握に努め、原因を特定する必要がある。	
		政策・方針決定過程の透明性の確保という点から、情報公開を行い、広く市民の意見を聞くためにパブリックコメントの活用を促進します。	シティプロモーション推進課	性別に関係なく幅広く市民の声を聴き、施策に反映することができるよう、積極的な制度活用を全庁的に呼びかけるとともに、パブコメ実施の際は、広報紙・HP・LINE等で周知を図っている。 ・R7年度 7件実施（24件の意見） ・R6年度 8件実施（25件の意見） ・R5年度 8件実施（19件の意見） ・R4年度 3件実施（19件の意見提出あり） ・R3年度 5件実施（171件の意見） ・R2年度 6件実施（19件） ・R元年度 9件実施（68件） ・H30年度 8件実施（7件）	性別に関わらず、幅広く市民の意見を収集することができ、市民参加の機会の確保という点では一定の成果が見られた。一方で、意見の収集において性別ごとの分析は行っていないため、男女共同参画の視点からの評価は難しい。	
		市職員においても、本市の女性活躍推進行動計画に基づき、女性職員の登用を積極的に行うとともに、研修や学習する機会を拡充するなど、女性の管理職への登用を促進します。また、市役所内部のプロジェクトチームなどへの女性職員を積極的に登用し、女性の意見を政策に反映させるよう努めます。	職員厚生課	働き方改革、ワークライフバランス、キャリアデザイン、育休取得支援をテーマに、管理職及び若手職員を対象とした内部研修を継続的に実施した。 特に令和4年度以降は、研修の質的転換を図るため、受講対象を「課長級昇任予定者」や「キャリア形成の転換期にある職員」等へ戦略的に選定し、グループワークを交えた内容を重視した。これにより、受講者の個別課題に対する理解の深化と、組織的な波及効果の向上を目指した。	ワークライフバランスの推進を軸に、若手職員のキャリア形成意識や昇任意欲の向上を目指し研修を実施してきた。この結果、育児休業取得率は子育て世代の意識変容と相まって増加傾向にある。また、女性管理職への昇任意欲は4割程度で推移している状況である。 今後についても、引き続き、キャリアデザイン等意識改革に繋がる研修を実施していくとともに、業務プロセスの見直しや環境整備などより働きやすい環境を推進するため、検討を進める必要がある。	
	施策の方向(2) 市民活動、地域活動における女性の参画拡大	自治会、PTA等の市民活動、地域活動における女性の登用状況について把握するとともに、女性の積極的参加・登用について、関係団体に働きかけていきます。また、女性団体の育成や情報発信に努めます。	人権共生課 （総務課）	毎年、自治会、PTAの女性の登用状況について調査を行っている。	定期的に情報発信をすることで、一定の認知と効果は得られたものと認識している。引き続き、女性の登用について、関係課を通じた働きかけに努めていく必要がある。	
			市民協働推進課	地域自治組織等に対して、多様性の確保の観点から女性（婦人会長、PTA役員等）を加えた組織構成や会議の開催の重要性を説明し促している。その結果、女性の参加が促されている。また、「西条市地域コミュニティ基本指針」においても女性や若者を始めとした多様な主体の参画の必要性を謳っている。	地域自治組織等において、役員や話し合いの場に女性が参画し、多様な観点から意見が述べられることが増加した。男女共同参画の側面だけでなく地域活動の側面においても望ましい方向性となった。	
			社会教育課	PTA、愛護班の女性役員数を把握するとともに、課内事務局から女性役員の登用を働きかけている。また、市連合婦人会への補助金交付、研修等の婦人会活動を支援している。	女性の参画拡大に向け、PTAや愛護班の女性役員数の動向把握を継続して実施し、あわせて、課内事務局から各団体への主体的な働きかけを行うことで、女性役員の登用促進と意識啓発を図った。また、市連合婦人会への補助金交付や研修事業の開催支援を通じて、婦人会活動の活性化および地域課題の解決に向けたリーダーシップの育成を推進した。今後も一定の活動基盤の維持・強化に努める。	
	重点目標② 女性の能力開発等の支援	施策の方向(1) 女性の能力開発の促進	女性の能力開発のための多様な講座を開催し、生涯にわたる学習機会の充実に努めます。	人権共生課 （総務課）	女性の活躍推進等を目的とする地域エンパワーメントカレッジ（西条会場）の開催（H30全3回講座/R5全2回講座）。 危機管理課と共催し男女共同参画の視点を踏まえた防災セミナーを開催（H29～R7）。	防災分野、政治分野等、多くの場面において男女共同参画の視点が必要となることから、今後も市民のニーズを把握し、求められる講座、セミナーの開催に努める必要がある。
			社会教育課	婦人会活動への支援、公民館における女性学級等の開催。	各種講座にて、日常生活や地域活動に役立つ内容を取り入れることで、参加者の知識や技能の向上につなげ、主体的な学習活動となるように支援した。今後も、多様な学習の機会を継続的に提供することで、生涯にわたる学びへの意欲向上と地域における交流促進を図ることに努める。	
女性団体、グループ、NPOなどの学習活動の支援を行い、リーダーシップのとれる人材の養成に努め、女性の社会参画の促進を図ります。			人権共生課 （総務課）	取組実績なし。	他団体の把握ができていないため、適切な施策を立案できていない。	
			市民協働推進課	平成28年1月に開設した西条市市民活動支援センターにおいて、公益的な市民活動を行う個人及び団体に対する学習活動の支援のほか各種情報提供を行うことで人材養成に努めた。また、同センターの運営協議会委員に多くの女性を登用し、意見を運営に活かした。	西条市市民活動支援センターが講座等を開催する際には、参加しやすい環境づくりを意識した。このような取り組みやコーディネーターとしての役割を果たすことで、性別に関わらず個々の能力や経験を活かすことのできる環境整備の一助となった。	
		社会教育課	婦人会活動への支援	婦人会活動への支援を通じ、地域活動や地域おこしに必要な知識や技能を学ぶ機会の充実に努めた。様々な分野の研修へ参加を支援することで、主体的に活動へ取り組む意識の向上や地域においてリーダーシップを発揮できる人材の育成を図った。また、協力体制の構築が図られ、女性の社会参画の促進に寄与することにつながった。		
			男女共同参画づくりに向け活躍する団体やグループのネットワーク化を促進し、団体相互の情報交換と交流を通じて連携の輪が広がる。	人権共生課 （総務課）	取組実績なし。	女性団体の把握ができていないため、適切な施策を立案できていない。

第2次西条市男女共同参画計画 最終評価シート（施策）

課 題 ・ 目 標 ・ 施策の方向			担当課	計画期間全体を通しての取り組み実績	計画期間全体を通しての施策の総括
	<u>施策の方向(2)</u> 女性の能力発揮のための体制づくり	交流を促進し、団体相互の情報交換・交流を通じ連帯の輪が広がるよう支援します。	市民協働推進課	西条市市民活動支援センターは、公益的な市民活動を行う個人及び団体のコーディネーターとして、交流会等を小規模、オンライン等、工夫して開催した。	西条市市民活動支援センターにおいて、参加しやすい環境を整備するために交流会や講座等を開催する際には規模や開催方法、テーマ等を工夫した。このことにより多様な市民や団体の参加や情報交換が可能となり、連携を促進することができた。
		女性が重要な担い手であるボランティア活動、防災活動、NPO活動の実態を把握し、必要に応じて情報提供に努めます。	人権共生課（総務課）	取組実績なし。	他団体の把握ができていないため、適切な施策を立案できていない。
			市民協働推進課	西条市市民活動支援センターは、公益的な市民活動を行う個人及び団体の取組み等を把握し、HPやSNS等を通じて発信する等、情報提供を行うことができた。	西条市市民活動支援センターが積極的かつ様々な媒体により情報発信を行うことで、市民活動の活性化を促進することが出来た。
		生涯学習を推進し、そこで習得した知識や技術を地域に還元できる仕組みづくりに努めます。	人権共生課（総務課）	取組実績なし。	関係課との連携ができていないため、適切な施策を立案できていない。
			社会教育課	婦人会活動への支援や公民館における女性学級等を開催し、そこで修得した知識や技術の地域への還元の場として公民館等の社会教育施設を提供。	婦人会活動や公民館における女性学級等を開催し、参加者が学習を通じて修得した知識や技術を地域活動へ生かせるよう支援した。また、その成果を地域へ還元できる機会として、公民館等の社会教育施設を活用し、地域住民との交流や自主的な活動の促進につなげた。
<u>重点目標③</u> 様々な分野における男女共同参画の推進	<u>施策の方向(1)</u> 地域防災における女性参画の推進	防災分野への女性の参画を促進するため、消防団員や防災士などの人材育成をはかり、地域防災力の向上を図ります。	防災危機管理課	令和7年度までに防災士を1,513名養成しており、そのうち女性防災士を331名養成した。	女性防災士の増加により、各地域での防災に関わる女性が増えたと感じている。今後も引き続き、女性防災士の増加に努めてまいりたい。
			消防総務課	消防団ホームページを見直し、アクセスしやすい環境を構築するとともに、団員募集に関するチラシの配布や、LEDビジョンを活用し、広くアピールを行った。また、主に市内の事業所を対象に、「消防団協力事業所表示制度」について周知を行い、加入事業所の促進により、消防団へ入団しやすい環境の醸成を図ることができた。消防団行事についても、各種意見を取り入れ、実施方法の見直しを図った。	女性団員については、平成29年の入団が最後であったが、令和8年度に1名の入団があった。また、消防団全体の団員数の推移を見ると、毎年度40名程度の減少傾向であったものが、令和7年度の減少数は4名となっており、これまでの取り組みが、入団の促進や退団者の抑制に一定の効果があったものと認識している。今後においても、さらなる協議検討を行いながら、女性団員や若手団員の入団促進を図り、活気のある消防団の維持に努めたい。
	<u>施策の方向(2)</u> 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	防災に関する意識啓発と知識の普及を図ります。	防災危機管理課	総務課と共催し男女共同参画の視点を踏まえた防災セミナーを開催（R4～R7）。	防災に女性の観点を導入することに寄与しているものと認識している。今後も本セミナーを通じて、防災意識の向上に努めてまいりたい。
主要課題Ⅳ ともに支えあう家庭と地域					
	<u>施策の方向(1)</u> 仕事と家庭の両立支援	公民館活動・PTA活動・自治会活動などへ男女がともに参画できるよう支援します。また、地域においては、子どもから高齢者までの世代間交流の場を提供し、地域の連携・強化を図ります。	地域福祉課	老人クラブ生きがい推進事業として、地域の小学生と囲碁ボール大会開催や、昔遊びの教室、しめ縄作成、おたのもさん等の地域の伝統行事を通じて世代間交流を図り、地域連携に努めた。	広域で活動が広がるよう事業の推進・支援に努めた。
			市民協働推進課	各校区（地区）自治会や地域自治組織等においても女性の参加促進や三世代交流の場の提供は意識している。地域づくりの話し合いの場に高校生や中学生が参加することもあり、世代を超えた地域内の連携強化に励む地域もある。	自治会や地域自治組織等においても地域の活力・機能維持の点から将来を見越した三世代交流は重要であり、世代間の相互理解が進んだ地域もある。引き続き三世代交流を推進していきたい。
			社会教育課	課内事務局からPTA活動における女性役員の登用を働きかけ、また、公民館においては幅広い世代への教室開催及びサークル活動等の地域・世代間交流の場を提供している。	課内事務局から各団体において女性役員の登用を働きかけたり、公民館活動においては、男女がともに参画しやすい環境づくりを行ったりした。また、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流できる教室やサークル活動等を提供し、世代間交流の促進や地域住民同士のつながりづくりを図り、地域における連携意識の向上と地域力の強化に努めた。
		地域での環境保全活動においては、女性の果たす役割は極めて大きいことから、環境問題に関する情報の提供や環境学習の推進を図ります。	環境政策課	・自然観察会の開催 ・環境報告書の作成 ・地下水パンフレットの作成 ・環境省の自然共生サイトへの「新町川水系」の認定	従来の学校を通じたチラシ配布や広報に加え、LINE、Facebook、ロゴホーム等を積極的に活用することで、子育て世代への情報アクセシビリティが大幅に改善できた。また、「新町川水系」が環境省の「自然共生サイト」に認定されたことは、本市の環境政策の到達点を示す大きな成果であり、環境を守り育てる活動に、性別・世代を超えて参画する機運の醸成となった。
		これまで家庭よりも仕事の方に目を向けがちだった男性が、意識やライフスタイルを見直し、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルを確立し、男性の生活的自立を支援するため、男性向け家事・育児・介護講座などを開催します。	人権共生課（総務課）	愛媛県が実施する「カジダン実践講座」を周知。	定期的に情報発信をすることで、一定の認知と効果は得られたものと認識している。情報発信の方法について研究し、効果的な広報啓発活動を実行する必要がある。
			介護保険課	地域包括支援センターを通じた様々な活動（各種介護予防教室、普及啓発活動、総合的な相談活動、権利遵守、生活支援活動）等を年間を通じて実施した。	地域包括支援センターを充実・発展させることで高齢者のニーズ把握と関係者間の情報共有に努め、地域やグループの要望に応じ様々なテーマで実施した。地域住民の「自助」や「互助」の機運を高めることで地域包括ケアシステムの推進に努め、男女がともに参画する家庭・地域づくりを進めた。
			こども未来課	男性が職場・家庭・地域のバランスを見直し、生活的自立を図れるよう、啓発パンフレットの配布・掲示等を通じて情報提供に努めた。	啓発資料の配布等を通じ、男性の意識改革を促すための情報提供を行うことができた。今後は、男性の育児・家事への参画をより具体的に後押しできるよう、ターゲット層に響く広報啓発のあり方を研究し、より効果的な周知活動が行えるよう努めていく。

第2次西条市男女共同参画計画 最終評価シート（施策）

課 題 ・ 目 標 ・ 施策の方向			担当課	計画期間全体を通しての取り組み実績	計画期間全体を通しての施策の総括
重点目標① 男女がともに参画する家庭・地域づくり	施策の方向(2) ワーク・ライフ・バランスの推進による働き方の見直し	男性向け家事、育児、介護講座などを開催します。	こども未来課	初妊婦等を対象としたババママ学級を開催し、男性の沐浴体験等を通じて育児への関心を高めた。また、市公式YouTubeでのふれあい遊び動画の公開や、赤ちゃんお世話セットの貸し出しを行い、家庭における子育てイメージの具体化を促進した。	体験型講座やオンラインツールを活用し、男性の育児参画に向けた意識向上に努めた。今後も、教室の内容を継続的に検証・見直すとともに、より参加しやすい環境整備に努める。
			社会教育課	公民館における男性向け料理教室等の実施のほか、講座開催やサークル等の活動の場を提供。	男性の生活的自立や意識改革を促進するため、公民館を拠点として男性向け料理教室や各種講座を実施するとともに、関係課と連携しながらサークル活動等の交流・学習の場の提供に努め、職場・家庭・地域の調和の取れたライフスタイル形成への理解促進と、地域参加意識の向上を図った。
		男女がともに家庭的責任を担えるよう、男性の育児・介護休暇取得や育児休業制度などについて、制度の周知及び取得率の向上に努めます。	人権共生課（総務課）	国等から送付されるパンフレット等の配布・掲示。	定期的に情報発信をすることで、一定の認知と効果は得られたものと認識している。情報発信の方法について研究し、効果的な広報啓発活動を実行する必要がある。
			職員厚生課	男性の育児休業等に関する定期的な情報発信を実施するとともに、対象者へ個別に制度案内を行った。また、取得を希望する職員やその上司に対して個別相談の機会を設け、不安の解消や具体的な取得方法の周知を図った。男性の育児休業取得率は令和元年度0%から令和7年度には50%まで向上した。	仕事と育児の両立のための制度の充実等により、育児休業等を取得しやすい環境が整備されてきた。加えて、組織としても制度の周知や取得促進に取り組むとともに、取得しやすい職場環境づくりを進めてきたことにより、男性を含む職員が家庭的責任を担いやすい環境が整ってきている。一方で、取得率は依然として半数程度にとどまっていることから、今後もさらなる取得促進に向けた取組を進めていく必要がある。
			こども未来課	男性が育児休業や介護休暇等の制度を正しく理解し、取得しやすくなるよう、国等の啓発パンフレットを積極的に配布・掲示し、制度利用に関する情報周知を継続的に行った。	啓発資料の配布等により、制度に関する情報提供を行うことができた。今後は、企業や市民のニーズにマッチするような情報の発信、制度の利用率が向上するような効果的な広報啓発のあり方について検討していく。
			産業振興課	国等から送付されるパンフレット等を関係機関への配布・掲示依頼・広報誌やメルマガ等を活用した情報発信により、制度等の周知に努めた。	各種パンフレット等の配布、掲示等の情報発信により、制度等の周知・啓発に努めたが、SNS等の活用など、さらに広く周知できる手法も検討していく必要がある。
		職業生活と家庭生活を両立するためには、男性を含めた社会全体の働き方や意識の改革が必要です。特に、長時間労働を是正するよう、時間外労働の削減、年次有給休暇取得の促進等、男女ともにライフステージに応じて、希望に沿った職業生活と家庭生活を両立することを可能にするための取組を推進します。	総務課	国等から送付されるパンフレット等の配布・掲示を行うとともに、愛媛県や男女共同参画センター連携し、市内企業に対して「ひめボス」制度の周知を行った。	定期的に情報発信をすることで、一定の認知と効果は得られたものと認識している。情報発信の方法について研究し、効果的な広報啓発活動を実行する必要がある。
			産業振興課	国等から送付されるパンフレット等を関係機関への配布・掲示依頼・広報誌やメルマガ等を活用した情報発信により、制度等の周知に努めた。	各種パンフレット等の配布、掲示等の情報発信により、制度等の周知・啓発に努めたが、SNS等の活用など、さらに広く周知できる手法も検討していく必要がある。
	施策の方向(3) 男女が共に参画する地域づくり	ボランティア・地域活動の情報収集を行い、様々な人々がその希望に応じてボランティア活動に参加することができるよう情報提供を行います。また、ボランティア団体・地域活動団体への支援に努めます。	市民協働推進課	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターによる広報活動等の経費に対し財政支援を行うことで、老若男女を問わず幅広い年代が、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めた。また、西条市市民活動支援センターにおいて、公益的な市民活動を行う個人及び団体に総合的支援、情報提供を行った。	社会福祉協議会が運営するボランティアセンターへの財政支援や、西条市市民活動支援センターによる支援により、ボランティアや地域活動を支援することができた。また、ボランティアや地域活動の担い手を着実に育成・定着させることができた。
重点目標② 安心して子どもを生	施策の方向(1) 子育てを支援する環境の整備	多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの見直しを行い、特別保育（延長保育、一時的保育、障害児保育、夜間保育、病児・病後児保育等）の更なる充実に努めます。	保育・幼稚園課	令和7年度より新たに病後児保育実施箇所が1施設増加となったため、延長保育18ヶ所、一時保育（一般型6ヶ所、幼稚園型3ヶ所）、休日保育1ヶ所、病児・病後児保育5ヶ所となり、提供体制の維持・増加に努めた。	すべての方が希望するサービスを受けられるよう、更なる保育サービスの拡充に努めた。今後も引続き取組んでいきたい。
		子育ての孤立化や不安の解消を図るため、地域子育て支援センターなどにおける相談体制の整備、学習機会の提供、子育て家庭への情報提供、子育て支援ネットワークづくりに努めます。	こども未来課	子育てでサービス利用者支援専門員（すくすくナビゲーター）を配置し、妊娠期から就学前の子育て家庭に対し、必要な情報提供や地域の相談窓口・支援機関への紹介を継続的に行った。	専門相談員によるきめ細やかな情報提供と橋渡しにより、子育て家庭の不安解消に向けたサポート体制が機能した。今後は、教育・保育施設や地域支援事業者との連携を図り、切れ目のない地域ネットワークを構築することで、孤立を防ぐ支援体制の基盤をより強固なものにする。
			保育・幼稚園課	きらきらナビ、西条市わくわく子育て応援サイト「ハピっすく」、西条市HP、広報紙等を活用して地域子育て支援センターの利用について、周知等に努めた。	施設数は平成29年度以降横ばいで推移。利用者数や相談数は、コロナ禍で減少し、それ以降は増加している。地域の方の子育ての不安や孤立感の軽減のための環境を提供できたと考えている。今後も引続き取組んでいきたい。
			こども未来課	地域子育て支援センターへ保健師・栄養士が出向く乳幼児相談会やペアレント・トレーニング、健康出前講座を継続実施した。また、乳幼児健診等への支援センター職員の参加・連携を通じ、関係機関との緊密な子育て支援ネットワークを構築した。	専専門職やセンター職員が相互に連携し、子育て家庭が相談しやすい環境を整備できた。今後は、関係機関と連携し、地域に根ざした包括的な支援の仕組みをさらに強化する。
		保育所までの送迎や保育所閉所後の一時的預かり等、保育時間帯前後の育児支援を行うファミリーサポートセンターの充実と資質の向上を図ります。	保育・幼稚園課	制度の周知を通して利用者数を増加させるだけでなく、サポート会員数の増加やサポート会員のスキルアップに取り組んだ。また、周知の一環として、令和7年度から公民館だよりへ制度・情報掲載を依頼し周知方法の拡充を図った。	令和4年度をピークに、延べ利用人数・依頼会員数ともに減少している。令和7年度にサポート会員は増加となったものの、依頼会員に対し人数が少なく、地域間でその割合に偏りもある状況となった。一定のニーズは存在するが、市民への十分な周知に至らなかった可能性があるため、今後も周知方法の拡充を図っていくべきであると捉えている。
		育児・介護をしながら働き続ける労働者に対し、育児・介護に関する各種サービスについて、地域の具体的な情報の提供を行うと	こども未来課	育児や介護と仕事を両立する市民からの相談に対し、窓口や電話を通じて丁寧に対応した。個別のニーズに合わせて、適切な担当課や関係機関への案内・引継ぎを行うことで、必要な情報に辿り着けるよう支援した。	相談の窓口として、適切なサービスへ繋ぐための案内機能を維持した。今後は、複雑化する相談ニーズへの確に対応するため、情報の収集体制をさらに強化するとともに、関係機関との連携を密にし、両立支援に向けた迅速な情報提供に努める。

第2次西条市男女共同参画計画 最終評価シート（施策）

課 題 ・ 目 標 ・ 施策の方向			担当課	計画期間全体を通しての取り組み実績	計画期間全体を通しての施策の総括
子育てられる環境の整備		する各種サービスについて、地域の実情や情報の提供を行うとともに、子育てに関する情報を提供します。	こども未来課	窓口相談における案内・引継ぎに加え、西条市わくわく子育て応援サイト「ハピすく」を通じた情報発信を推進した。予防接種スケジュールの管理や成長記録の電子化、電子掲示板による相談・情報交換の場を提供し、子育て世帯の利便性向上に資する体制整備の推進に努めた。	デジタルツールを活用した情報提供体制が定着し、育児情報の効率的な取得やコミュニティ形成の基盤を整備できた。今後は、さらに機能性や利便性を追求し、働きながら子育てををする家庭の負担感や孤立感の解消を一層推進する。
	施策の方向(2) 児童の健全育成の促進	小学生の放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブ事業の充実を図ります。	学校政策課	すべての小学校に6年生までを対象とした放課後児童クラブを設置し、年々登録率は増加している。	放課後、保護者が労働等により不在となる小学校児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え健全育成に努めた。 指導員の高齢化と育成が今後の課題となる。
		特別な支援を必要とする子どもたちが、地域において豊かに生きていくことができるよう、活動・相談支援の充実に努めます。	こども未来課	個々の児童の特性やニーズを的確に把握し、必要な支援が迅速に提供されるよう、相談内容に応じて適切な関係機関への橋渡しを行った。また、継続的な支援体制の維持に向け、各関係機関との連携強化を重点的に実施した。	児童の状況に応じた個別の相談支援体制の基盤整備が進み、地域で安心して生活できる環境づくりに一定の成果を得た。今後は、支援提供のさらなる迅速化と関係機関との円滑な連携を図るため、現状の課題を継続的に改善し、切れ目のない支援体制の構築を一層推進する。
		近年増加している児童虐待の早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な保護を行うため、関係機関との適切な連携を図ります。また、児童虐待を未然に防ぐために、子育て中の父母に対する教育・相談・支援体制の充実に努めます。	こども未来課	虐待対応専門員や家庭児童相談員を配置し、電話・面接・家庭訪問等の多様な手段で、18歳までの子どもの成長に関するあらゆる相談に対応した。また、支援が必要な児童の早期発見と迅速な対応に向け、関係機関と緊密に連携し、一体的な支援体制の維持・強化に努めた。	相談体制の拡充と関係機関との連携強化により、虐待の早期発見と迅速な保護・支援のサイクルを定着させることができた。あわせて子育て家庭への継続的な支援を通じ、虐待の未然防止にも寄与した。今後は、関係機関との連携をより一層円滑化し、支援の迅速性をさらに高めることで、すべての子どもが健やかに育つ社会環境の実現を目指す。
		子どもが心豊かにたくましく育つために、様々な世代の人々との交流を促進します。	学校政策課	放課後児童クラブでは、放課後子ども教室と連携し、在籍する子どもが活動に参加しやすいように配慮し、また指導員も子ども教室等の運営に積極的に参加している。	地域の様々な世代の大人たちとの交流により多様な体験活動が可能となっている。 距離がある場合の参加方法など、子どもたちの安全確保についてさらに協力体制を進める。
	社会教育課		公民館等の社会教育施設において、放課後子ども教室等の様々な世代が交流する教室の開催や交流の場を提供。	子どもたちを取り巻く環境や学校課題が複雑化・多様化する中、放課後子ども教室等を通じて多世代交流を促進し、子どもたちの豊かな人間性の形成と郷土愛の醸成に努めた。また、学校・家庭・地域の連携を深めることで、地域全体で子どもを育む意識の再確認とつながりの強化を図った。	
	施策の方向(3) ひとり親家庭等への生活支援	ひとり親家庭の自立支援を図るため、相談支援体制の充実を図ります。特に、母子家庭に対しては就業支援、父子家庭に対しては日常生活支援に重点を置き、それぞれの自立に向けた取り組みを強化します。	こども未来課	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の様々な相談に対応した。職業能力の向上並びに求職活動の支援を中心に、それぞれの状況に応じた情報提供及び自立に向けた具体的な指導や支援を行った。	個別の相談対応に応じた、ひとり親家庭の自立に向けた支援に取り組んだ。今後は、支援員自身の専門性を一層高めるため研修への参加を継続するとともに、相談者に寄り添った支援がより迅速かつ適切に届くよう、関係機関との連携をさらに深め、包括的な支援ネットワークの構築を図る。
施策の方向(1) 高齢者、障害者の社会参画促進	高齢者が年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう、高齢者の積極的な社会参画を促進するための広報・啓発に努めます。また、高齢者が生きがいのある充実した生活をおくることができるよう、高齢者のニーズに沿った学習機会の提供を行います。	地域福祉課	・市老連総会ならびに各地区老連総会にて、各種研修への案内資料の配布・参加勧奨を行った。 ・老人クラブ助成事業において、各地区からの推薦を受けた市老連役員（9名中3名が女性理事）が視察研修を実施した。（愛媛県在宅介護研修センター、砥部焼観光センター等） ・各地区老連において、視察研修を行った。	・愛媛県が新たに取り組んでいる「愛媛県在宅介護研修センター体験型研修事業」において、入浴や介護ベッド等在宅生活に欠かせない場面での介助体験、認知症の方の視界を疑似体験するVRや見守りロボット体験等、介護に役立つ基本的な内容や最新情報の研修を行ったり、砥部町にて国の伝統工芸品指定を受けた砥部焼の絵付け体験を通じて地域文化の継承や生きがいづくりに繋がる体験を学んだ。 ・老人クラブ活動を継続的に支援する。	
		社会教育課	公民館等の社会教育施設における高齢者学級等の開催や高齢者が他の世代に技術や伝統文化を伝える教室等の開催。また、サークル活動等の地域・世代間交流の場を提供。	高齢者のニーズに応じた学習機会の提供に努め、公民館等における高齢者学級や、技術・伝統文化を次世代へ継承する教室の開催した。さらにはサークル活動等を通じた地域・世代間交流の場を提供することで、高齢者の生きがいづくりと地域コミュニティの活性化に取り組んだ。	
		地域福祉課	西条市シルバー人材センターによる、普及啓発事業（入会説明会・講習会・講座の開催）について、広報紙への掲載やポスター掲示等を実施した。	継続的な活動支援に努めた。	
		地域福祉課	社会福祉施設整備補助にあたっては障がい者が利用しやすいバリアフリーの施設整備の推進を行った。平成28年4月の障害者差別解消法の施行を受け、合理的配慮について市ホームページでの周知・啓発を行った。令和6年に改正障害者差別解消法（合理的配慮の民間事業者の法的義務化）が施行されたことから、周知・啓発に取り組んだ。	関係課とも連携し、今後も施設整備時のバリアフリー化を進めるとともに、障害者差別解消法における合理的配慮についての周知・啓発に積極的に取り組む。	
	高齢者が長年培ってきた知識や技術を活用し、社会参画できる環境の整備に努めます。また、地域に密着した就業機会を提供するシルバー人材センターの充実に努めます。	介護保険課	・介護や支援が必要となった人が介護保険の住宅改修を利用しやすいよう、保険給付を受ける前の一時的な負担を抑える受領委任私制度を導入するなど住宅改修の普及に努めた。 ・市及び地域包括支援センターに配備された生活支援コーディネーターの活動により発掘・開発された地域資源をケアマネジャーに提案することにより高齢者の活動の場の確保や社会参画の促進を図っている。	・介護や支援が必要となった人が可能な範囲で自立し、家族など介護者の負担を減らす生活環境の整備を行えるよう住宅改修の更なる普及に努める。 ・地域資源の発掘・開発、地域の輪づくり、ネットワーク構築により高齢者の活動の場の確保や社会参画の促進を図っていく。	
		地域福祉課	市内2法人に委託し、障がい者やその家族からの相談や支援を行う一般相談支援事業を実施。障がい者が利用する福祉サービスのコーディネートを行う相談支援専門員のスキルアップ研修を実施した。 障がい者の生活に必要な障がい福祉サービスを相談支援事業所と連携して、適切な支給決定を行っていくことをはじめ、外出時の移動支援や日常生活用具の給付等の支援を行った。また、重症心身障害児者対象の放課後等デイサービスと生活介護を行う事業所の設立に向けて、国や県と合わせて補助を行い、サービス提供体制の充実・強化を行った。	なお、2法人による一般相談支援事業は、令和8年度より1法人による基幹相談支援センターに移行し、従来業務に加え、地域の相談支援事業者等の後方支援、自立支援協議会の運営等による地域づくりも実施することとなった。 今後も相談支援専門員のスキルアップを図り、相談支援体制の充実を進めるとともに、関係機関と連携・協力し、サービス利用を通じた提供を中心に、各種給付事業を通じて、障がい者への支援を行う。また、社会福祉法人等の施設整備助成の要望があった場合は、積極的に協力しサービス提供体制の充実・強化に努める。	
	高齢者・障害者が介護を必要とする状態になっても、介護の負担を家族に集中させることなく、地域での生活が送れるよう、福祉サービスや相談・支援体制を充実し、介護保険サービスの充実を促進します。また、介護保険を補完するため高齢者生活支援サービスの充実に努めます。	介護保険課 地域福祉課	地域住民グループ支援事業として、在宅の高齢者及びその家族等を対象として、ボランティアで介護予防のための活動を行う地域住民グループと委託し活動を支援し地域住民グループの活動グループは徐々に増えた。、男性の参加も増えてきており、地域のボランティアとの関りも増え介護予防・生きがいづくりの場となってきた。	在宅の高齢者及びその家族等が、地域との関わりを持ち介護予防・生きがいづくりのための場（地域住民グループ支援事業）の支援を行う。《支援体制》	

第2次西条市男女共同参画計画 最終評価シート（施策）

課 題 ・ 目 標 ・ 施策の方向		担当課	計画期間全体を通しての取り組み実績	計画期間全体を通しての施策の総括
重点目標③ 高齢者や障害者がいきいき暮らせる環境の整備	施策の方向(2) 高齢者、障害者を支える地域ケアシステムの構築	介護保険課	・地域包括支援センターを通じた様々な活動（総合的な相談活動、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用、日常生活支援活動、本人及びご家族に対する認知症支援、介護予防サービスの提供、各種介護予防教室、理解促進のための普及啓発活動）等を年間を通じて実施し、高齢者ご本人及びご家族への総合的な支援を行っている。 ・市及び地域包括支援センターに配備された生活支援コーディネーターにより高齢者課題の解決策の検討、地域資源の発掘・開発、地域の輪づくり、ネットワーク構築、公民館との連携を図っている。	・地域包括支援センターを充実・発展させることで高齢者のニーズ把握と関係者間の情報共有に努めるとともに、医療・介護・住まい・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」をさらに積極的に推進し、様々な分野と連携して取り組む必要がある。 ・地域住民の「自助」や「互助」の機運を高めることで地域包括ケアシステムの推進に努め、高齢者が自分らしくいきいきと暮らせる環境整備を進める。
		介護保険課	・地域包括支援センターを通じた様々な活動（総合的な相談活動、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用、日常生活支援活動、本人及びご家族に対する認知症支援、介護予防サービスの提供、各種介護予防教室、理解促進のための普及啓発活動）等を年間を通じて実施し、高齢者ご本人及びご家族への総合的な支援を行っている。 ・市及び地域包括支援センターに配備された生活支援コーディネーターにより高齢者課題の解決策の検討、地域資源の発掘・開発、地域の輪づくり、ネットワーク構築、公民館との連携を図っている。	・地域包括支援センターを充実・発展させることで高齢者のニーズ把握と関係者間の情報共有に努めるとともに、医療・介護・住まい・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」をさらに積極的に推進し、様々な分野と連携して取り組む必要がある。 ・地域住民の「自助」や「互助」の機運を高めることで地域包括ケアシステムの推進に努め、高齢者が自分らしくいきいきと暮らせる環境整備を進める。
		地域福祉課	・障がい者に係るタクシー利用券について平成30年度までは年間450人前後の利用者があり、車いすタクシーについては年間80人前後の申請があった。令和元年度から非課税世帯のみを対象とした為、利用者数は減少傾向となり令和7年度はタクシー利用券は295人、車いすタクシーは17人の申請実績となった。 ・市内2か所の地域活動支援センターにおいて、障がい者同士の交流と親睦を図り社会参加の支援を行った。	・令和元年度より対象者が限定されたが、タクシー券等を配布することによって、障害者の自立と社会参加の促進に寄与した。 ・今後も地域活動支援センター事業を継続することにより障がい者同士の融和と親睦を図るとともに、社会参加の推進を支援し、自立更生の意欲の高揚を図る。
		地域福祉課	外出支援サービスとして、移送用車両（リフト付き車両等）により、利用者の居宅と医療機関の間の移送を実施した。《通院送迎》	・関係機関との連携強化に努めた。 ・継続的な活動支援に努めた。
		介護保険課	・地域包括支援センターを通じた様々な活動（総合的な相談活動、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用、日常生活支援活動、本人及びご家族に対する認知症支援、介護予防サービスの提供、各種介護予防教室、理解促進のための普及啓発活動）等を年間を通じて実施し、高齢者ご本人及びご家族への総合的な支援を行っている。 ・市及び地域包括支援センターに配備された生活支援コーディネーターにより高齢者課題の解決策の検討、地域資源の発掘・開発、地域の輪づくり、ネットワーク構築、公民館との連携を図っている。	・地域包括支援センターを充実・発展させることで高齢者のニーズ把握と関係者間の情報共有に努めるとともに、医療・介護・住まい・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」をさらに積極的に推進し、様々な分野と連携して取り組む必要がある。 ・地域住民の「自助」や「互助」の機運を高めることで地域包括ケアシステムの推進に努め、高齢者が自分らしくいきいきと暮らせる環境整備を進める。
		生活福祉課	令和7年12月の民生委員一斉改選時も欠員なく、充足率100%を維持している。独居高齢者の見守りを行いつつ、市民からの相談内容に応じて、関係機関につないでいる。 また、「生活困窮者自立相談支援事業」は西条市社会福祉協議会に委託し、自立相談支援センターを西条市役所本庁生活福祉課内、西部総合福祉センター内の2箇所に設置、相談員を3名配置し、貧困等により生活支援が必要な方へ就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施した。 「生活困窮者家計改善支援事業」は「生活困窮者自立相談支援事業」と一体実施しているため、同じく西条市社会福祉協議会に委託し、家計改善支援員1名を配置、家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画・家計に関する個別のプラン作成等を実施した。 「就労準備支援事業」は特定非営利活動法人eワーク愛媛に委託し、就労準備支援センターを西条市総合福祉センター内に設置、被保護者就労準備支援及び就労準備支援担当者2名を配置し、ひきこもり等で人とのコミュニケーションが苦手であったり、生活リズムが乱れて朝起きられないなど社会参加や働くことに不安がある方へ生活習慣の形成や社会参加能力の育成等を実施した。	「生活困窮者自立支援事業」については、収入・生活費にかかる相談が最も多く寄せられ、その中には多重債務や税滞納・家賃滞納の問題を抱えている相談者も多く「生活困窮者家計改善支援事業」と連携をとりながら問題解決に取り組んだ。 関係機関との連携については、西条市生活福祉課・地域福祉課・介護保険課・徴収課・こども未来課・健康増進課・管財住宅課・地域包括支援センター、障がい者支援機関、ハローワーク等と課題を抱えた世帯に対して連携、情報共有を行いながら、多角的なアプローチや相談をすることで、支援が必要な世帯の早期発見に努めた。 継続支援を行う相談者に対しては、プラン策定を積極的に提案し、プランに基づいた支援を実施している。家計収支状況や生活習慣等の生活課題を明確にし、長期・短期目標に向けて、具体的な実施計画を相談者と一緒立てることにより、意識向上や主体性の発揮につながっている。プラン期間終了後は、一緒にプランの振り返りを行い、評価を行うことで現状を把握し、強みや課題を再認識することで、次のステップに移行できるきっかけとなっている。これらの効果を生かすためにも、今後もプラン作成件数を増やし、より良い支援につなげていきたい。 「就労準備支援事業」については、自立相談支援センターや保健センター等関係機関との連携もとりながら、相談者が抱える課題・生活環境・生育歴などに基づき現状を把握することで、今後の対応・課題を導き出し、課題として想定されるコミュニケーション能力の不足、生活習慣の乱れ、職業人としての常識の不足などを克服するために、相談者に合わせた支援を行っていく。
		介護保険課 地域福祉課	・食の自立支援により、買い物や調理が困難な見守りを要する独居高齢者に、希望に応じて（週1回から毎日まで）昼食及び夕食を配達することにより、安否の確認を行った。《生活支援・見守り》	食の自立支援については、関係事業者と連携し、継続的な支援に努める。 ・高齢者ネットワーク事業において、地域での見守りを継続して取り組んでいく。
		介護保険課	・地域包括支援センターを通じた様々な活動（総合的な相談活動、高齢者虐待への対応、成年後見制度の活用、日常生活支援活動、本人及びご家族に対する認知症支援、介護予防サービスの提供、各種介護予防教室、理解促進のための普及啓発活動）等を年間を通じて実施し、高齢者ご本人及びご家族への総合的な支援を行っている。 ・市及び地域包括支援センターに配備された生活支援コーディネーターにより高齢者課題の解決策の検討、地域資源の発掘・開発、地域の輪づくり、ネットワーク構築、公民館との連携を図っている。	・地域包括支援センターを充実・発展させることで高齢者のニーズ把握と関係者間の情報共有に努めるとともに、医療・介護・住まい・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」をさらに積極的に推進し、様々な分野と連携して取り組む必要がある。 ・地域住民の「自助」や「互助」の機運を高めることで地域包括ケアシステムの推進に努め、高齢者が自分らしくいきいきと暮らせる環境整備を進める。
主要課題Ⅴ 働く場における男女共同参画				

第2次西条市男女共同参画計画 最終評価シート（施策）

課 題 ・ 目 標 ・ 施策の方向			担当課	計画期間全体を通しての取り組み実績	計画期間全体を通しての施策の総括
重点目標① 男女均等な雇用環境 の整備	施策の方向(1) 雇用の分野における男女均等な 機会や待遇の確保の推進	平成 26 年 7 月に改正された男女雇用機会均等法施行規則等の 周知に努めます。	人権共生課	人権文化のまちづくり基本計画に「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「女性活躍推進法」の掲載、基本計画のホームページ掲載 R4年7月人権啓発動画Facebook掲載「人権文化のまちづくり基本計画 女性の人権」で「育児・介護休業法」「女性活躍推進法」の紹介	女性の人権等の啓発の中で関係法令について触れる。
			産業振興課	国から周知に向けた協力依頼があった場合は積極的に協力した。	国から周知に向けた協力依頼があった場合は積極的に周知に努めたが、地域企業への周知手法については、効率的かつ効果的な方法を検討していく必要がある。
		男女がともに各人の個性と能力を発揮し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない就業を可能にし、男女の職域の壁を解消するために、国や県労働局と連携をし、企業への働きかけに努めます。	人権共生課	市人権教育協議会企業部会の活動計画の一つとして「男女雇用機会均等、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止のため県、労働局等の指導を受けて努力する。」を盛り込む。	市人権教育協議会企業部やハローワークと連携して、効果的な働きかけを研究する。
			産業振興課	国や県労働局と連携し、企業への周知・働きかけへ協力した。	国から周知に向けた協力依頼があった場合は積極的に周知に努めたが、地域企業への周知手法については、効率的かつ効果的な方法を検討していく必要がある。
		実質的な男女の均等確保を実現し、それぞれの能力を最大限にいかすためには、制度上の男女均等が確保されるだけでなく、事実上生じている男女労働者間の格差を解消することが必要となります。そのため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）への取り組みの促進について企業に働きかけていきます。	人権共生課	市人権教育協議会企業部会の基本方針・具体的目標・活動計画に男女差別の防止、人権問題の解決、人権・同和教育の充実など差別のない明るい職場づくりのための項目を掲げている。	市人権教育協議会企業部やハローワークと連携して、効果的な働きかけを研究する。
			産業振興課	地域企業における男女労働者間の格差を解消するため、積極的改善措置の取組促進について、調査・研究を行った。	地域企業における男女労働者間の格差に関する状況に応じて、積極的改善措置の取組促進の在り方や各企業への波及方法について、引き続き調査・研究を進めていく必要がある。
	施策の方向(2) 女性の就業分野拡大の推進	女性労働者が、職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報を入手しやすいよう、女性の能力開発のためのセミナーや研修などの情報の提供に努めます。	産業振興課	国等から送付されるパンフレット等を関係機関への配布・揭示依頼・広報誌やメルマガ等を活用した情報発信により、事業の周知に努めた。	各種パンフレット等の配布、揭示等の情報発信により、制度等の周知・啓発に努めたが、SNS等の活用など、さらに広く周知できる手法も検討していく必要がある。
		育児・介護などにより退職した女性の再就職に向けた講習・相談・自己啓発などの情報提供に努めます。	産業振興課	国等から送付されるパンフレット等を市有施設等での揭示、また広報誌やメルマガ等を活用した情報提供に努めた。	各種パンフレット等の配布、揭示等の情報発信により、制度等の周知・啓発に努めたが、SNS等の活用など、さらに広く周知できる手法も検討していく必要がある。
	施策の方向(3) セクシュアル・ハラスメント防 止対策の促進	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業取得を理由とする不利益等の防止対策の徹底について企業に働きかけます。	人権共生課	R5年6月人権を考える日チラシ「求められる企業の人権への対応」 R4. 6. 24市人権教育協議会 企業部会研修（ハローワークと共催）「職場におけるハラスメントの理解と防止について」	西条市人権文化のまちづくり基本計画に基づき、市人権教育協議会企業部やハローワークと連携して、研修を実施する。
			産業振興課	サイクスと連携して企業訪問を行い、職場環境改善の優良事例をヒアリングし、HPにて事例紹介を行うことによって地域企業に対する職場環境改善の周知・啓発を行った。また、ヒアリングで判明した企業が抱える課題に対し、アドバイスや個社訪問によって課題解決に向けた支援を行った。	サイクスと連携した職場環境改善の優良事例紹介により、周知・啓発を行うと同時に、各企業の個別課題についても支援することができた。この取組・支援について継続して実施していくとともに、より効果的・効率的な取組について検討を続けていく必要がある。
		個別の問題が生じた場合、相談・苦情への迅速かつ適切な対応が取れるよう、相談体制の充実に努めます。また、企業における相談体制についても働きかけます。	人権共生課	R5年6月人権を考える日チラシ「求められる企業の人権への対応」 R4. 6. 24市人権教育協議会 企業部会研修（ハローワークと共催）「職場におけるハラスメントの理解と防止について」	西条市人権文化のまちづくり基本計画に基づき、市人権教育協議会企業部やハローワークと連携して、研修を実施する。
			産業振興課	サイクスと連携して企業訪問を行い、職場環境改善の優良事例をヒアリングし、HPにて事例紹介を行うことによって地域企業に対する職場環境改善の周知・啓発を行った。また、ヒアリングで判明した企業が抱える課題に対し、アドバイスや個社訪問によって課題解決に向けた支援を行った。	サイクスと連携した職場環境改善の優良事例紹介により、周知・啓発を行うと同時に、各企業の個別課題についても支援することができた。この取組・支援について継続して実施していくとともに、より効果的・効率的な取組について検討を続けていく必要がある。
重点目標② 多様な働き方を可能 にする労働環境の整備	施策の方向(1) 仕事と育児・介護の両立のための 雇用環境の整備	育児休業・介護休業の周知徹底を図るとともに、企業に対する啓発に努めます。	産業振興課	国等から送付されるパンフレット等を関係機関への配布・揭示依頼・広報誌やメルマガ等を活用した情報発信により、制度等の周知に努めた。	各種パンフレット等の配布、揭示等の情報発信により、制度等の周知・啓発に努めたが、SNS等の活用など、さらに広く周知できる手法も検討していく必要がある。
		家庭的責任との両立を図りながら仕事を続けることができるファミリーフレンドリー企業の育成に向け、企業に働きかけます。	産業振興課	サイクスと連携して企業訪問を行い、職場環境改善の優良事例をヒアリングし、HPにて事例紹介として企業の取組を紹介した。	職場環境改善の優良事例紹介や個社訪問によるヒアリングにより、課題の認識と解決策の提案・支援を実施した。取組を継続して実施していくとともに、地域企業の状況に応じた支援を調査・研究していく必要がある。
		職場における女性の母性保護と健康の確保についての啓発に努めます。	こども未来課	母子健康手帳交付時の面談において、妊娠中の健康状態や就労環境の確認を行った。その際、必要時には「母子健康管理指導事項連絡カード」の紹介や、産前産後休暇・育児休業制度、職場での体調管理に関する助言を行い、母性と健康の保護に向けた啓発に努めた。	母子健康手帳交付時の面談の機会に、丁寧な聞き取りを行うことで、妊婦が安心して就労と健康管理を両立できる環境作りに務めている。今後も、面談を通じた丁寧な情報提供と啓発活動を継続していく。
			産業振興課	令和4年度に健康医療推進課の保健師及びサイクスと連携して企業訪問を行い、職場における健康経営の優良事例をヒアリングし、HPにて事例紹介を行った。また、令和5年度以降もサイクスと連携して企業訪問によるヒアリングを行い、HPで継続的に優良事例の情報発信を実施することで、健康経営の周知・啓発を図った。	サイクスと連携した職場における健康経営の優良事例紹介により、周知・啓発を行うと同時に、各企業の個別課題についても支援することができた。この取組・支援について継続して実施していくとともに、より効果的・効率的な取組について検討を続けていく必要がある。

第2次西条市男女共同参画計画 最終評価シート（施策）

課 題 ・ 目 標 ・ 施策の方向			担当課	計画期間全体を通しての取り組み実績	計画期間全体を通しての施策の総括
	<u>施策の方向(2)</u> 多様な就業ニーズへの対応	パートタイム労働者などの就業規則、賃金、保険などの労働環境の整備について啓発するとともに企業へ働きかけます。	産業振興課	国等から送付されるパンフレット等を関係機関への配布・掲示依頼・広報誌やメルマガ等を活用した情報発信により、制度等の周知に努めた。	各種パンフレット等の配布、掲示等の情報発信により、制度等の周知・啓発に努めたが、SNS等の活用など、さらに広く周知できる手法も検討していく必要がある。
	<u>施策の方向(3)</u> 起業等の女性のチャレンジ支援	起業を目指す女性のために西条産業情報支援センターを活用し、必要な知識や情報の提供を行い、在宅勤務やSOHOなど新しい就業形態の普及促進を図ります。	産業振興課	西条市産業情報支援センター内に設置していたインキュベーター室やSOHO支援室の活用により、起業支援等を実施。令和4年6月30日の施設閉鎖をもって、インキュベーター室及びSOHO支援室を廃止したが、西条産業情報支援センターの機能移転先であるSAIJO BASEに設置しているコワーキングスペースの活用等により、引き続き起業支援に努めた。	女性の起業にあたっては、家事や育児の負担が依然として大きく、女性特有の悩みを抱えやすい現状がある。起業準備や事業運営に割く時間の確保が困難であるといった課題を踏まえ、今後はより効果的かつ効率的な支援策の構築が求められる。
重点目標③ 農林水産業、商工自営業における男女共同参画	<u>施策の方向(1)</u> 女性の役割に関する意識改革と方針決定の場への参画	生産や営業に占める女性の役割の重要性を認識・評価し、これまでの性別役割分担意識と、それに基づく習慣を改め、家庭や地域における女性の地位向上が図れるよう意識啓発に努めます。	産業振興課	国等から送付されるパンフレット等を関係機関への配布・掲示依頼・広報誌やメルマガ等を活用した情報発信により、制度等の周知に努めるとともに、地域や各企業の状況に応じた取組の在り方を調査・研究した。	各種パンフレット等の配布、掲示等の情報発信により、制度等の周知・啓発に努めたが、SNS等の活用など、さらに広く周知できる手法も検討していく必要がある。
			農水振興課	取組実績なし。	農業者の高齢化が深刻化する中、2020年農林業センサスによると、本市の基幹的農業従事者数は2,521人で、このうち女性は944人で37.4%を占めており、女性の役割の重要性はますます高まっている。主だった取組実績はないが、今後も農林水産省が作成したパンフレット等を配布することで、啓発に努めることとする。
			林業振興課	森林組合において、林業現場に従事する女性職員の採用があったことから、林野庁が作成したパンフレット等やHPの紹介を行い、女性の働きやすい環境づくりの推進を働きかけた。また、森林組合の事務職において女性管理職の登用が行われた。	女性が働きやすい環境づくりを行うことは重要であり、今後も関係機関と連携して普及啓発に努めたい。
		農協・漁協及び商工関係組織に女性の意見を反映させるため、女性役員の積極的登用や方針決定過程への参画を関係機関へ働きかけます。また、各種委員会への女性の登用を促進します。	産業振興課	関係機関と連携しながら、随時情報提供を行った。	関係機関と連携・協議しながら、各種パンフレット等の配布、掲示等の情報発信により、制度等の周知・啓発に努めたが、さらに広く周知できる手法も検討していく必要がある。
			農水振興課	R8.3末現在、西条市認定農業者等連絡協議会については、女性役員1名、女性代議員1名となっている。また、西条市青年農業者協議会については、女性役員1名、女性理事1名（役員と同一人物）となっている。	女性役員の登用については、今後とも関係機関と連携して推進していくこととする。
			林業振興課	森林組合に対し、女性役員の登用について働きかけを行ったが、森林組合の組合員は森林所有者であり、山林の所有者は男性が多いという現実があるため、女性役員の登用には至らなかった。	山林の所有者は男性が多いという現実を考慮すると、森林組合における女性役員の登用は依然としてハードルが高い。今後も組織運営等に女性の意見を反映させるため、女性役員の積極的登用や方針決定過程への参画について働きかけに努めたい。
			農林土木課	○西条市管内の土地改良区における女性理事登用について （令和7年度末時点） 地区総数：20地区 うち女性理事登用地区：10地区（50.0%） 理事総数：256人 うち女性理事人数：18人（6.9%） （参考） 監事総数：57人 うち女性監事人数：4人（7.0%）	第5次男女共同参画基本計画において、「土地改良区の理事に占める女性の割合を2025年度に10%」という成果目標が掲げられているため、関係団体と連携して市内各土地改良区の女性理事登用に向けた計画書の作成を行った。その結果、女性理事の割合は0.0%から6.9%へと増加したが、目標となる10%へは届かなかったため、今後も関係団体と連携しながら周知・啓発を行い女性理事の登用がより図られるように推進していく。
			農業委員会	関係団体へ委員の推薦依頼を行う際に女性の推薦に配慮するよう働きかけ女性農業委員及び農地適正化推進委員の増員を図った。	令和8年7月の農業委員の改選前に、女性登用の地域全体の機運醸成、なり手の掘り起こし、現職女性農業委員の継続に向けた取組を行うことにより、改選後の女性委員候補者については、農業委員4名、推進委員2名となった。
	<u>施策の方向(2)</u> 女性の労働条件の改善と技術経営能力の向上	農林水産業・商工自営業に従事する女性の労働環境や労働条件改善のための情報の提供に努めます。	産業振興課	令和4年度に健康医療推進課の保健師及びサイクスと連携して企業訪問を行い、職場における健康経営の優良事例をヒアリングし、HPにて事例紹介を行った。また、令和5年度以降もサイクスと連携して企業訪問によるヒアリングを行い、HPで継続的に優良事例の情報発信を実施することで、健康経営の周知・啓発を図った。	サイクスと連携した職場における健康経営の優良事例紹介により、周知・啓発を行うと同時に、各企業の個別課題についても支援することができた。この取組・支援について継続して実施していくとともに、より効果的・効率的な取組について検討を続けていく必要がある。
			農水振興課	取組実績なし。	農業者の高齢化が深刻化する中、2020年農林業センサスによると、本市の基幹的農業従事者数は2,521人で、このうち女性は944人で37.4%を占めており、女性の役割の重要性はますます高まっている。主だった取組実績はないが、今後も農林水産省が作成したパンフレット等を配布することで、啓発に努めることとする。
			林業振興課	森林組合において、林業の現場に従事する女性職員の採用があったことから、女性の働きやすい環境づくりについて普及啓発を行ったほか、県の補助事業を活用し、林業安全装備品の導入支援や、蜂アレルギーの抗体検査・林業退職金共済制度の加入促進の支援を行った。	林業事業体への普及啓発だけでなく、県の補助事業を活用して、女性職員の福利厚生面の向上に資する支援をすることができた。女性が働きやすい環境づくりを行うことは重要であり、今後も関係機関と連携して普及啓発等に努めたい。
		農業に従事する女性や後継者等の家事労働・農業労働が適正に評価されるとともに、それぞれ個人としてその地位や役割が尊重され、農業経営のパートナーとして能力を十分発揮できる環境づくりのため、家族経営協定の周知を行います。	農水振興課	関係機関等と連携して推進した結果、家族経営協定について、R8.3月末現在で52経営体で締結された。	家族経営協定数は着実に増加しており、今後も東予地方局、農業委員会等関係機関と連携して推進に努めることとする。
			農業委員会	愛媛県の農業普及組織と連携して推進した結果、家族経営協定について、R7年度末で52経営体で締結された。	愛媛県の農業普及組織と連携した取り組みを行い、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境を目指して行く。

第2次西条市男女共同参画計画 最終評価シート（施策）

課 題 ・ 目 標 ・ 施策の方向			担当課	計画期間全体を通しての取り組み実績	計画期間全体を通しての施策の総括
施策の方向(3) 女性が活動しやすい環境づくり	農林水産業、商工自営業に従事する女性のための経営能力・技術の向上を図る研修、講座などの情報提供に努めます。		産業振興課	女性に対する起業の機運醸成のため、「女性チャレンジスクール」を開催。「女性チャレンジスクール」については平成30年度をもって事業終了したが、創業支援等事業計画の一環で本市が共催する「いよぎんみらい起業塾」等により、引き続き支援に努めた。	女性の起業にあたっては、家事や育児の負担が依然として大きく、女性特有の悩みを抱えやすい現状がある。起業準備や事業運営に割く時間の確保が困難であるといった課題を踏まえ、今後はより効果的かつ効率的な支援策の構築が求められる。
			農水振興課	東予地方局主催の女性経営参画支援講座等の研修会・講座の開催協力と情報提供を行った。	農林水産業に従事する女性のための経営能力・技術の向上を図るため、今後も関係機関と連携して研修会等を開催していくこととする。
			林業振興課	林業事業体に対して、林野庁が作成したパンフレット等を配布し、啓発に努めたほか、県の補助事業を活用し、森林組合に所属する女性職員が取組む、技能講習の受講、免許取得等の支援を行った。	林業事業体への普及啓発だけでなく、県の補助事業を活用して、女性職員の資格取得に係る支援をすることができた。女性が働きやすい環境づくりを行うことは重要であり、今後も関係機関と連携して普及啓発等に努めたい。
	農林水産業・商工自営業に従事する女性の自主的な学習グループの育成と活動の支援に努めます。		産業振興課	関係課と連携しながら、随時情報提供を行った。	関係機関と連携・協議しながら、各種パンフレット等の配布、掲示等の情報発信により、制度等の周知・啓発に努めたが、さらに広く周知できる手法も検討していく必要がある。
			農水振興課	主に市内の女性農業者で構成される「たべとうみん」や「土のめぐみ（西条市生活研究協議会丹原支部）」の取組支援を行った。	女性が活動しやすい環境づくりを行うことは重要であり、今後も関係機関と連携して支援していくこととする。
			林業振興課	該当者を把握していない。	市内に該当するグループが存在しておらず、具体的な取組みには至らなかったが、愛媛県内では、えひめ林業女子会林凜ガールが令和4年度に設立された。今後、市内にも同様の活動が広がってくれば、普及啓発に努めたい。
	特産物の加工販売など女性の意見を活かした経営と起業化のための研修などの支援を行い、広域的な活動・情報ネットワーク化を推進します。		産業振興課	・市内事業者を対象に、西条産品を使った商品開発を目的としたセミナーを開催した。 ・平成29年度から実施したローカルベンチャー誘致・育成事業において、地域おこし協力隊制度を活用し、新たな産業の創出を図るため、地域外から13名の起業家を誘致。うち、3名が女性起業家。 令和4年度に事業は終了したが、創業支援等事業計画の一環で本市が共催する「いよぎんみらい起業塾」等により、引き続き支援に努めた。	・市内事業者を対象に、西条産品を活用した商品開発セミナーを開催し、消費者ニーズや市場動向を踏まえた販売戦略への理解促進を図った。今後は、事業者ニーズも踏まえながら、販路拡大や地域産業の活性化に資する支援内容の検討を行っていく必要がある。 ・女性の起業にあたっては、家事や育児の負担が依然として大きく、女性特有の悩みを抱えやすい現状がある。起業準備や事業運営に割く時間の確保が困難であるといった課題を踏まえ、今後はより効果的かつ効率的な支援策の構築が求められる。
			農水振興課	県内の農業・林業・水産業に従事する女性でつくる 「一次産業女子ネットワーク・さくらひめ」の取組支援を行った。	女性が活動しやすい環境づくりを行うことは重要であり、今後も関係機関と連携して支援していくこととする。
			林業振興課	該当者を把握していない。	計画期間中に、該当者が無かったため具体的な取組みには至らなかったが、今後もニーズがあれば関係機関と連携して普及啓発に努めたい。
	消費者ニーズの把握・マーケティングによる販売戦略における女性の活用を促進します。		産業振興課	市内事業者を対象に、西条産品を使った商品開発を目的としたセミナーを開催した。	市内事業者を対象に、西条産品を活用した商品開発セミナーを開催し、消費者ニーズや市場動向を踏まえた販売戦略への理解促進を図った。今後は、事業者ニーズも踏まえながら、販路拡大や地域産業の活性化に資する支援内容の検討を行っていく必要がある。
			農水振興課	主に市内の女性農業者で構成される「たべとうみん」や「土のめぐみ（西条市生活研究協議会丹原支部）」の取組支援を行った。	女性が活動しやすい環境づくりを行うことは重要であり、今後も関係機関と連携して支援していくこととする。
	地産地消運動、農村と都市との交流、グリーンツーリズムを通じた消費者との双方向のコミュニケーションを促進します。		産業振興課	西条フェア物産展の開催した。	西条フェア物産展を開催し、西条産品の魅力発信や地産地消の推進を図った。今後も、西条産品の認知度向上や販路拡大に向けた取組を継続するとともに、より効果的な情報発信や販売促進の手法について検討していく必要がある。
			農水振興課	「たべとうみん」や「土のめぐみ（西条市生活研究協議会丹原支部）」など女性農業者のマルシェやイベント等への参加協力と取組支援を行った。	女性が活動しやすい環境づくりを行うことは重要であり、今後も関係機関と連携して支援していくこととする。